

務	00	01	5年
(令和9年3月末まで保存)			
情 管 第 1 5 号			
令 和 3 年 5 月 3 1 日			

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

この度、青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（令和3年5月青森県公安委員会規則第七号。以下「規則」という。）が別添のとおり制定され、令和3年6月1日から施行されることとなったので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

警察庁において、行政手続の一部について電子情報処理組織を使用し、都道府県警察への申請を受け付ける「警察行政手続サイト」の運用を開始することから、当該規則について所要の改正を行うもの。

2 制定の内容

(1) 電子申請時の必要事項の入力等に関する規定の整備

規則第4条中「入力して」とあるのを「入力し、又は送信して」に改めるなど、規定を整備した。

(2) 本職への事務の委任

ア 電子署名及び電子証明書の送信以外による申請等を行う者の確認方法について、本職が指定することとされた。

イ 商業登記法又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律により定められたもの以外の電子証明書（署名用電子証明書含む。）について、本職が別に定めることとされた。

(3) その他

所要の規定を整備した。

3 その他

規則上、本職が指定し又は定めることとされた事項については、必要が生じた際に、別途指定し又は定める。

本件：情報管理課情報企画係

電 子 書 庫 掲 載

規 則 全 文 公 表

(別添)

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 成田晋

青森県公安委員会規則第七号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、<u>国家公安委員会</u>の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）及び青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、法令等（法律及び法律に基づく命令又は県の条例若しくは他の規則をいう。以下同じ。）に特別の定めのある場合を</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、<u>行政手続等</u>における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う<u>国家公安委員会</u>の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める<u>国家公安委員会規則</u>（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下「<u>国家公安委員会規則</u>」<u>と</u>いう。）及び青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号。以下「<u>条例</u>」<u>と</u>いう。）の規定に基づき、法令等（法律及び</p>

除くほか、公安委員会等に係る行政  
手続等を電子情報処理組織を使用す  
る方法その他の情報通信の技術を利用  
する方法により行う場合について  
必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 「略」

2 前項に定めるもののほか、この規  
則において、次の各号に掲げる用語  
の意義は、それぞれ当該各号に定め  
るところによる。

「一〇三 略」

四 電子情報処理組織 公安委員会  
等の使用に係る電子計算機（入出  
力装置を含む。以下同じ。）と申  
請等を行う者の使用に係る電子計  
算機（公安委員会等の使用に係る  
電子計算機と正常に通信できる機  
能を備えたものとする。）とを電  
気通信回線で接続したものをいう  
。

（電子情報処理組織を使用して行わ  
せることができる申請等の告示）

法律に基づく命令又は県の条例若し  
くは他の規則をいう。以下同じ。）  
に特別の定めのある場合を除くほか  
、公安委員会等に係る行政手続等を  
電子情報処理組織を使用する方法そ  
の他の情報通信の技術を利用する方  
法により行う場合について必要な事  
項を定めるものとする。

(定義)

第二条 「同上」

2 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

（電子情報処理組織を使用して行わ  
せることができる申請等の告示）

第三条 公安委員会は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）

以下「情報通信技術活用法」という

。第六条第一項又は条例第三条第一項の規定により、公安委員会等に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものを定めたときは、これを告示するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 前条の告示に係る申請等を電子情報処理組織を使用して行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、次に掲げる事項を、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して行わなければならない。ただし、当該電子申請等を行う者は、第二号及び第三号に掲げる事項を入力し、又は送信することに代えて、法令等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出す

第三条 公安委員会は、国家公安委員

会規則第五条第一項及び条例第三条

第一項の規定により、公安委員会等

に対して行われる申請等のうち、電

子情報処理組織（公安委員会等の使

用に係る電子計算機（入出力装置を

含む。以下同じ。）と申請等を行う

者の使用に係る電子計算機とを電気

通信回線で接続した電子情報処理組

織をいう。以下同じ。）を使用して

行わせることができるものを定めた

ときは、これを告示するものとする

。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 前条の告示に係る申請等を電子情報処理組織を使用して行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、次に掲げる事項を、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。ただし、当該電子申請等を行う者は、第二号及び第三号に掲げる事項を入力することに代えて、法令等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することができる。

ることができる。

「一〇三 略」

「項を削る。」

2|| 前項の規定により電子申請等を行

う者は、当該申請等に係る事項につ  
いての情報に電子署名を行い、当該  
電子署名に係る電子証明書であつて  
次の各号のいずれかに該当するもの  
と併せてこれを送信するものとする  
。ただし、警察本部長の指定する方  
法により当該申請等を行った者を確  
認するための措置を講ずる場合は、  
この限りでない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律  
第二百二十五号）第十二条の二第一  
項及び第三項（これらの規定を他  
の法令の規定において準用する場  
合を含む。）の規定に基づき登記  
官が作成した電子証明書

「二 略」

「一〇三 同上」

2|| 前項に規定する入力は、公安委員会  
等の使用に係る電子計算機と電気通信  
回線を通じて接続できる機能及び接続  
の際に公安委員会等からプログラムを  
付与された場合に、これを正常に稼働  
させられる機能を備えた電子計算機を  
使用して行わなければならない。

3|| 第一項の規定により電子申請等を行

うる者は、当該申請等に係る事項に  
ついての情報に電子署名を行い、当  
該電子署名に係る電子証明書であつ  
て次の各号のいずれかに該当するも  
のと併せてこれを送信するものとな  
る。ただし、公安委員会の指定する  
方法により当該申請等を行った者を  
確認するための措置を講ずる場合は  
、この限りでない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律  
第二百二十五号）第十二条の二第一  
項及び第三項の規定に基づき登記  
官が作成した電子証明書

「二 同上」

三 前二号に掲げるもののほか、警察本部長が別に定める電子証明書  
3|| 公安委員会等は、電子申請等を行う者が第一項第二号又は第三号に掲げる事項を入力し、又は送信する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等について定めた法令等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力し、又は送信することを要しないものとすることができる。

一 電子申請等を行う者に係る前項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、当該申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

二 電子申請等を行う者に係る前項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、当該申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めて

三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会が別に定める電子証明書  
4|| 公安委員会等は、電子申請等を行う者が第一項第二号又は第三号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等について定めた法令等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力することを要しないものとすることができる。

一 電子申請等を行う者に係る第三項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、当該申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

二 電子申請等を行う者に係る第三項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、当該申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求め

いるものに記載された事項

三 電子申請等を行う者に係る前項第三号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、当該申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を認認するため添付を求めているもの又は住民票の写しであつて、当該申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

〔四 略〕

4|| 書面等以外の有体物の提出を要する電子申請等を行う者が第一項の入力又は送信を行うときは、警察本部長の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

5|| 法令等の規定に基づき同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第一項の入力又は送信を行ったときは、同項の規定により入力し、又は送信さ

ているものに記載された事項

三 電子申請等を行う者に係る第三項第三号に掲げる電子証明書であつて、公安委員会等が別に定めるものを送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書又は住民票の写しであつて、当該申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

〔四 同上〕

5|| 書面等以外の有体物の提出を要する電子申請等を行う者が第一項の入力を行うときは、警察本部長の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

6|| 法令等の規定に基づき同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第一項の入力を行ったときは、同項の規定により入力された事項に係る書面等

れた事項に係る書面等は、当該申請等に係る必要な数が提出されたものとみなす。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第五条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

三 前二号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

(委任)

第六条 「略」

は、当該申請等に係る必要な数が提出されたものとみなす。

「条を加える。」

(委任)

第五条 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。